

平成28年5月2日

第三者調査報告書

調査委嘱者

適格消費者団体

特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正 殿

調査実施者 弁護士 上尾洋平

第1 はじめに

- 1 当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の業務遂行状況を調査し、以下の通り意見を表明する。
- 2 当職は、調査にあたり、2016年4月26日（火）午後3時から1時間30分、調査委嘱者の事務局において、帳簿及びその他の書類の確認並びに上記各書類の保管状況の確認を行った。
- 3 なお、本書において、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

第2 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

1 規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したもの

事業者等との交渉の経過を記録した書類は、事案毎に時系列に沿って適正に作成・保管されている。

2 規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続きの当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの

2015年度は、差止請求訴訟等の裁判所の手続に至った案件は、存在しなかったため、かかる手続に関連する資料は存在しないことを確認した。

3 規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

定期的に相談会が実施され、相談会毎の相談票が整理して管理されているうえに、相談件数の集計等も適正になされている。

4 規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

差止請求情報提供業務に至った事案毎に適正に作成・管理されている。

5 規則第21条第1項第5号

規則同条同項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

それぞれ事案毎に適正に作成・保管されている。

6 規則第21条第1項第6号

理事会の議事録（理事会の持ち回り議決の議事録を含む）ならびに法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

理事会は議事録毎に、法13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したものは開催毎に、日付順に整理して適正に保管されている。

7 規則第21条第1項第7号

会計簿

2015年度決算書、2015年度元帳（現金出納帳、総勘定元帳、合計残高試算表）、2015年度証憑書類は、それぞれ標題毎に分類され、適正に作成・保管されている。

8 規則第21条第1項第8号

会費、寄付金その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号において「会費」という。）について、その納入、寄付その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をしたものの氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合

には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類)並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定められた定款、規約その他これらに類するものの規定(第25条第1号イ(2)において「会費等関係規定」という。)を記録したものを。

適正に作成・保管されている。

9 規則第21条第1項第9号

法第28条第1項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したものを。

2015年度は、当該財産上の利益の受領はなかったため、作成書類は存在しないことを確認した。

第3 法第16条第2項(適格消費者団体である旨の事務所での掲示)

適格消費者団体であることを明示した看板が事務局の案内及び入口にわかりやすく掲示されているほか、事務局の室内においても、掲示板等が見やすい箇所に呈示されている。

第4 法第18条(変更の届け出)

調査実施時点において変更届出が提出されていないことから、かかる書類は存在しない。

第5 法第23条第3項(適格消費者団体間の連携)

適格消費者団体連絡協議会資料等の閲覧により、他の適格消費者団体との間で適切な連携を図っていることを確認した。

第6 法第23条第4項(内閣総理大臣への報告義務)

法第23条第4項に該当する案件は1件あり、当該案件に関する内閣総理大臣への報告は適正になされており、その記録も適正に保管されている。

第7 法第27条（判決等に関する情報の提供）

2015年度は、差止請求訴訟に至った案件はないため、関連資料は存在しないことを確認した。

第8 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

2015年度は、当該の財産上の利益の受領はなかったため、作成資料は存在しないことを確認した。

第9 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

定款

業務規程

役職員等名簿

適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類

財務諸表等

収入の明細その他資金に関する事項、寄付金に関する事項、その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

上記の各書類は、それぞれ書類毎に分類され、適正に作成・保管されている。

第10 その他

登記事項証明書は、登記事項毎に、速やかに適正に登記されている。

以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。

また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていることを認めることができる。

以上